

答申第27号  
令和4年10月28日

中央区長  
山本 泰人 様

中央区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 鈴木 庸夫

法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに関する諮問に  
対する答申について

令和4年5月13日付け4中総総第156号による標記の諮問について、中央区  
情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する  
条例（平成9年9月中央区条例第29号）第2条の規定に基づき、別紙のとおり答申  
します。



# **個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて**

## **(答申)**

令和4年10月

中央区情報公開・個人情報保護審議会

## 目次

1 見直しに当たって -----	1
2 各検討項目における見直しの方向性	
(1) 死者に関する情報 -----	2
(2) 個人情報保護制度の対象となる機関 -----	3
(3) 個人情報の取得 -----	4
(4) 目的外の利用及び提供 -----	5
(5) 個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿 -----	7
(6) 代理制度 -----	8
(7) 不開示の範囲 -----	10
(8) 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限 -----	12
(9) 開示決定後の手続 -----	15
(10) 開示請求の手数料 -----	16
(11) 訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置 -----	17
(12) 審査庁が不作為を認める場合の審査会への諮問免除 -----	18
(13) 審議会の機能 -----	19
(14) 電子計算組織への記録・結合の制限 -----	21
3 審議の経過 -----	22

### <凡例>

- ・新法 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・政令 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
- ・番号法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- ・情報公開法 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
- ・現行条例 中央区個人情報の保護に関する条例（平成9年9月中央区条例第28号）
- ・現行規則 中央区個人情報の保護に関する条例施行規則（平成10年3月中央区規則第6号）
- ・審議会条例 中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成9年9月中央区条例第29号）

- ・新条例 新法における地方公共団体に関する規定の施行に伴って制定する条例  
※改正する審議会条例を含む
- ・情報公開条例 中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例第29号）

## 1 見直しに当たって

### (1) 背景

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、新法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

新法の規定のうち、地方公共団体に関する規定については、令和5年4月1日から施行されることから、中央区（以下「区」という。）においても、新法の趣旨を踏まえ、個人情報保護制度の見直しを行うことが必要となった。併せて、手続的な共通点を有していることから、情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するための見直しを行うこととした。

このため、令和4年5月13日、区長から当審議会に対し、「法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに関する諮問について」が諮問された。

### (2) 基本的な考え方

個人情報保護制度の見直しについて審議するに当たっては、法改正による全国的な共通ルール化の趣旨を踏まえつつ、区における当該制度のあり方を考えいくとともに、情報公開制度との整合性も確保していく必要がある。

具体的には、新法による制度の一元化に伴い、地方公共団体の個人情報保護に関する規律は、基本的に新法の規定が直接適用されることとなるため、現行条例のうち共通ルールとして新法に定められた事項に係る規定については、削除の対象として整理する。

新法と重複しない事項や、重複しても個人情報保護委員会の見解を確認した上で新条例で付加的に定めることが認められている事項については、区の現行制度における個人の権利利益の保護の水準を保持することを念頭に検討する。

なお、新法に基づく見直しであることから、個人情報保護制度における規律の内容を全体的に精査の上、見直しを行い、併せて、情報公開制度との整合性を確保するために必要な事項についても見直しを図る。

### (3) 新条例で規定できる範囲

新法においては、新条例で定めることができると想定される事項について、委任規定が設けられているほか、事務処理上の手続に関する規律や地域の特性に応じた独自の保護措置など、全国的な共通ルールに直接影響を与えない事項に限り、新条例で独自の規定を置くことができることとしている。

#### ア 新条例で定める必要がある事項

- ・本人開示等請求における手数料
- ・行政機関等匿名加工情報制度を実施する場合の契約における手数料

#### イ 新条例で定めることができる事項

- ・条例要配慮個人情報を規定する場合の内容
- ・個人情報登録簿の作成・公表に係る事項
- ・開示請求における不開示情報の範囲
- ・開示請求等の手続
- ・審議会への諮問事項

### (4) 新条例の趣旨に関する規定

近年、社会全体のデジタル化の進展や個人情報の有用性の高まりから、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化しており、法改正の背景となっている。

こうした状況において、個人情報保護とデータ利活用の両立を図る中でも、区民サービスの提供や行政権限の執行などを通じて多種多様な情報を区民から預かっている区は、新法の趣旨にのっとって国の施策との整合性に配慮しつつ、自己情報に対する権利の保障という観点を重視していく必要がある。

そこで、新条例を定めるに当たっては、制度の趣旨として区民の自己情報に対する権利を保障することをもって、個人の権利利益の保護と信頼される区政の実現を図っていくことを明記すべきである。

## 2 各検討項目における見直しの方向性

### (1) 死者に関する情報 <個人情報保護制度>

ア 現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。

※個人情報の定義に死者に関する情報を含めない新法の規定が適用されることとなる。

イ 個人情報とは別に、死者に関する情報の取扱いを定めるべきである。

#### ア 現行の規定

現行条例では、刑法第230条第2項において「死者の名誉」を明記しているように、死者であっても、その人格的利益は法的保護に値するものであり、また、死者の人格、財産等に係る利益が生存する遺族等に及ぶ場合も考えられることから、個人情報の範囲に死者に関する情報を含めている。

一方、新法では、個人情報への本人関与等を通じて本人の権利利益を保護することを目的としているため、個人情報の範囲に死者に関する情報を含めていない。

この点、個人情報の定義については、新条例で独自の規定を置くことが認められていないことから、現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。これに伴い、個人情報の定義に死者に関する情報を含めない新法の規定が適用されることとなる。

#### イ 取扱いの定め

上記アにより、死者に関する情報は、新制度上の個人情報の範囲に含まれないこととなるものの、現行条例で個人情報の範囲に含めていた趣旨のとおり、その利益は法的保護に値するものである。

したがって、個人情報とは別に、死者に関する情報の取扱いを定めるべきである。

## (2) 個人情報保護制度の対象となる機関 <個人情報保護制度>

ア 現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。

※個人情報の取扱いに係る規律の対象となる機関に議会を含めない新法の規定が適用されることとなる。

イ 新条例とは別途、議会における個人情報保護について定めることが望ましい。

### ア 現行の規定

現行条例では、個人情報保護制度の対象となる機関に議会を含めているが、新法では、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の議会は、個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の対象から除かれている。

この点、個人情報保護制度の対象となる機関については、新条例で独自の規定を置くことが認められていないことから、現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。これに伴い、個人情報の取扱いに係る規律の対象となる機関に議会を含めない新法の規定が適用されることとなる。

### イ 議会における個人情報保護に関する定め

上記アにより、個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の対象となる機関に議会が含まれないこととなるものの、個人の権利利益の保護という観点からすると、議会が保有する個人情報についても、新法の適用対象となる個人情報と同様の適切な取扱いが求められる。

したがって、新条例とは別途、議会における個人情報保護について定めを置くことが望ましい。

### (3) 個人情報の取得 <個人情報保護制度>

ア 現行の規定は、新条例には定めないことが適當である。

※不正手段による取得の禁止とともに、必要な場合に限った保有等を定めた新法の規定が適用されることとなる。

イ 保有個人情報の適切な管理体制を整備することが適當である。

#### ア 現行の規定

現行条例では、正確かつ最新の情報を得る最良の方法であるとともに、本人による直接の関与の下に取得が行われる点で、自己に関する情報に関する権利（いわゆる「自己情報コントロール権」）の考え方最も合致することから、個人情報は本人から取得することを原則としている。

一方、新法では、不正な手段による個人情報の取得の禁止を規定しており、本人からの取得の原則については具体的に言及していない。これは、不正手段による取得の禁止とともに、必要な場合に限った保有や安全管理措置の実施、個人情報ファイル簿に基づく本人関与の機会の確保による総合的な措置により、既に個人情報の保護が図られているという趣旨である。

この点、個人情報の取得については、新条例で独自の規定を置くことが認められないことから、現行の規定は、新条例には定めないことが適當である。これに伴い、不正手段による取得の禁止とともに、必要な場合に限った保有等を定めた新法の規定が適用されることとなる。

#### イ 適切な管理体制の整備

現行条例では、保有個人情報の正確かつ最新の状態への更新や安全保護の実施等の適正管理の原則を定めているが、近年の社会全体におけるデジタル化の進展や、地方公共団体が持つ個人情報の性質や量を踏まえ、保有個人情報に関して安全管理措置をより強固に講じることが求められる。

そこで、区の個人情報の管理体制を改めて見直し、事務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、安全管理のために適切な体制を整備することが適當である。

#### (4) 目的外の利用及び提供 <個人情報保護制度>

ア 現行の例外規定は、新条例には定めないことが適当である。

※目的外の利用及び提供が例外的に認められる場合の要件については、新法の規定が適用されることとなる。

イ 現行条例にあって新法にない規定の内容については、新法が定める例外要件の趣旨に沿って個別に対応していくこととなるため、実務を踏まえた解釈運用基準を整備すべきである。

ウ 目的外の利用及び提供について記録し、公表している現行の取扱いは、新条例においても引き続き規定することが適当である。

##### ア 現行の規定

現行条例では、本来の目的を超えた保有個人情報の利用や提供は、本人があらかじめ想定しえず、本人の権利利益を侵害するおそれを増大させる懸念があることから、原則として禁止し、本人の権利利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合や、目的外の利用又は提供によって得られる利益が上回る場合を例外として規定している。

新法においても、同様の趣旨により、保有個人情報の目的外の利用及び提供の原則禁止と例外を規定しているが、次のとおり例外規定に相違がある。

##### <現行条例の例外規定（要約、新法との相違点に下線）>

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- ② 法律、条例等に定めがあるとき
- ③ 出版、報道等により公にされているとき
- ④ 生命、身体、財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ⑤ 個人情報取扱事務での利用で相当な理由のあるとき
- ⑥ 審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき

##### <新法の例外規定（要約、現行条例との相違点に下線）>

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- ② 法令（条例を含まない）に基づくとき
- ③ 統計・研究のために提供するとき
- ④ 提供が明らかに本人の利益になるとき
- ⑤ 内部での利用や他の行政機関等への提供を行う場合で相当の理由があるとき
- ⑥ その他提供について特別の理由があるとき

この点、目的外の利用及び提供については、新条例で独自の規定を置くことが認められていないことから、現行の例外規定は、新条例には定めないことが適当である。これに伴い、目的外の利用及び提供が例外的に認められる場合の要件については、新法の規定が適用されることとなる。

#### イ 解釈運用基準の整備

上記アにより、目的外の利用及び提供の例外要件は、新法の規定が適用されることとなるが、現行条例にあって新法にない規定の内容については、上記アの表中の新法の例外規定④、⑤、⑥を適用させることにより個別に対応していく必要がある。

したがって、個人情報保護委員会が定めるガイドラインや事務対応ガイドとは別に、区において、実務を踏まえた解釈運用基準を整備すべきである。

#### ウ 記録及び公表の取扱い

現行条例では、個人情報の取扱いに関する透明性を確保するため、目的外の利用及び提供をした事実を記録し、一般の閲覧に供している。新法にはこうした規定がないが、事務処理上の手続に関する規律に該当し、新条例で独自の規定を置くことができる事項であるため、目的外の利用及び提供について記録し、公表している現行の取扱いは、新条例においても引き続き規定することが適当である。

## (5) 個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿 <個人情報保護制度>

- ア 作成基準を100人以上とする個人情報ファイル簿とともに個人情報登録簿を整備している現行の取扱いについて、新条例においても引き続き規定すべきである。
- イ 新法で想定されている標準様式を踏まえた様式の見直しを行うことが適当である。

### ア 現行の取扱い

区では、個人情報の適正な管理や対外的な透明性の確保、区民の自己情報への関与の促進のため、実施機関が個人情報を取り扱う業務を事務事業ごとに個人情報登録簿で示すとともに、体系的に検索できる保有個人情報の集合物を個人情報ファイルとして、そのあらましを個人情報ファイル簿に登録し公表している。

新法についてみると、地方公共団体に対し、個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務付けるとともに、併存して個人情報登録簿を作成及び公表することを認めている。

なお、個人情報ファイル簿の作成義務の対象となる本人の数は、政令で1,000人以上、現行規則で100人以上としているが、個人情報保護委員会の見解によれば、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイル簿について作成及び公表することを妨げるものではないとしている。

そこで、区においては、作成基準を100人以上とする個人情報ファイル簿とともに個人情報登録簿を整備している現行の取扱いについて、新条例においても引き続き規定すべきである。

### イ 様式の見直し

個人情報ファイル簿について、個人情報保護委員会から標準様式が示されており、区の現行の様式とは一部記載項目が異なるため、実務を踏まえつつ、様式の見直しを行うことが適当である。

## (6) 代理制度 <個人情報保護制度>

ア 現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。

※保有個人情報の開示等の請求における任意代理が可能となる新法の規定が適用されることとなる。

イ 法定代理における本人の意思確認や任意代理における代理権の確認、代理人の本人確認について、本人の権利利益の保護を重視した解釈運用基準を整備すべきである。

### ア 現行の規定

現行条例では、保有個人情報の開示等の請求は、本来的には本人のみが行使しうる固有の権利であるが、本人の意思能力が十分でないために本人が直接に請求権を行使できない事情も想定し、本人が未成年者又は被成年後見人の場合に法定代理を認めている。また、保有特定個人情報については、開示請求者の利便性向上を図るとした番号法における取扱いに合わせ、任意代理を規定している。

一方、新法では、条例と同様に法定代理を規定するとともに、本人による開示等請求をより容易にし、ひいては本人の権利利益の保護につながると考えられることから、保有特定個人情報に限らず任意代理を認めている。

この点、代理制度については、新条例で独自の規定を置くことが認められていないことから、現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。これに伴い、保有特定個人情報に限らず、開示等の請求における任意代理が可能となる新法の規定が適用されることとなる。

### イ 解釈運用基準の整備

代理請求は、本人の便宜にかなう反面、本人の権利利益を侵害する危険性も十分に勘案する必要があり、厳格な運用が求められるところである。

法定代理に関しては、今回の制度見直しによる規定の内容変更は示されていないが、児童虐待等の事情を有する事例のように、本人と法定代理人との利益が相反する場合が引き続き想定される。

任意代理については、上記アにより保有特定個人情報の開示等の請求に限らず認められることとなるが、任意代理人へのなりすましによる個人情報の漏洩の危険が懸念される。

さらに、個人情報保護委員会の見解によれば、開示等の請求の方法として郵送請求が可能となることから、この点においても、代理人へのなりすましによる保有個人情報の漏洩が危惧される。

そこで、法定代理における本人の意思確認や任意代理における代理権の確認、代理人の本人確認について、本人の権利利益の保護を重視した解釈運用基準を整備すべきである。

## (7) 不開示の範囲 <個人情報保護制度>

ア 現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。

※不開示の範囲は、新法の規定が適用されることとなる。

イ 現行条例にあって新法にない規定の内容については、新法が定める不開示情報の規定を適用させることにより個別に対応していくこととなるため、実務を踏まえた解釈運用基準を整備すべきである。

### ア 現行の規定

現行条例では、保有個人情報の開示請求に対する原則開示の例外として、不開示すべき合理的な理由がある情報をできる限り具体的、限定的に定めている。

新法においても、原則開示の例外として不開示情報を規定しているが、次のとおり内容に一部相違がある。

#### <現行条例の不開示情報（要約、新法との相違がある内容のみ）>

- ① 法律、条例等の規定により開示できないとされる情報
- ② 法定受託事務を処理するに当たり、るべき基準により開示できないと認められる情報
- ③ 区や国、他の地方公共団体等が行う事務事業に関する情報であって、開示により公正な判断や適正な遂行を不當に阻害するおそれがあるもの

#### <新法の不開示情報（要約、現行条例との相違がある内容のみ）>

- ① 区や国、他の地方公共団体等が行う事務事業に関する情報であって、開示により国の安全や国際関係上の地位に不利益を及ぼすおそれがあるもの
- ② 区や国、他の地方公共団体等が行う事務事業に関する情報であって、開示により調査研究の遂行を不當に阻害するおそれがあるもの

この点、新法は不開示の範囲について、情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものについては、不開示情報として規定できるとして、新条例で規定することを限定的に委任している。しかし、現行条例にあって新法にない規定についてみると、情報公開法の不開示情報とも異なり、新条例で規定できる不開示情報に当てはまらないため、現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。これに伴い、不開示の範囲は、新法の規定が適用されることとなる。

#### イ 解釈運用基準の整備

上記アにより、不開示の範囲は、新法の規定が適用されることとなるが、現行条例にあって新法にない規定の内容については、新法が定める不開示情報の規定を適用させることにより個別に対応していく必要がある。

したがって、個人情報保護委員会が定めるガイドラインや事務対応ガイドとは別に、区において、実務を踏まえた解釈運用基準を整備すべきである。

## (8) 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限 <個人情報保護制度、情報公開制度>

ア 現行の規定を新条例に定めないことは、事務処理の実態に鑑みれば、必ずしも妨げられるものではない。その場合、運用上の基準等において、現行と同様に迅速に処理を行っていくとする区の姿勢を示すことが望ましい。

※新法の規定を適用した場合、初日不算入として開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限は30日以内、正当な理由がある場合の延長期間は30日以内となる。

イ 情報公開制度における区政情報開示決定の期限も、個人情報保護制度に合わせ、初日不算入として30日以内、正当な理由がある場合の延長期間は30日以内とすることは妨げられるものではない。その場合、運用上の基準等において、現行と同様に迅速に処理を行っていくとする区の姿勢を示すことが望ましい。

### ア 現行の規定

現行条例では、開示等の請求に対する諾否の期限を具体的に設定しない場合、請求者の立場が不安定なものになり、個人の権利利益の保護に欠けるおそれがあるため、開示決定を15日以内、訂正決定及び利用停止決定を22日以内として期限を定めている。延長については、全ての決定において、やむを得ない理由で決定できない場合に請求日から60日まで延長できることとし、更に、著しい支障が生じるおそれがある場合には、相当の期間内に決定すれば足りることを規定している。これらの期限の規定は、情報公開制度についても同様としている。

一方、新法では、開示、訂正、利用停止の全ての決定の期限を30日以内としており、正当な理由があるときは請求日から60日まで延長できることとし、更に、著しい支障が生じるおそれがある場合には、相当の期間内に決定すれば足りることを規定している。

### <新法と現行条例の比較>

手續	法における期限	条例における期限
開示決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 30 日以内（初日不算入）</li><li>・ 30 日延長可能</li><li>・ 著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 15 日以内（初日算入）</li><li>・ 45 日延長可能</li><li>・ 著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能</li></ul>

手續	法における期限	条例における期限
訂正決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30日以内（初日不算入）</li> <li>・30日延長可能</li> <li>・著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22日以内（初日算入）</li> <li>・38日延長可能</li> <li>・著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能</li> </ul>
利用停止決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30日以内（初日不算入）</li> <li>・30日延長可能</li> <li>・著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22日以内（初日算入）</li> <li>・38日延長可能</li> <li>・著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能</li> </ul>

この点、各決定の期限については、手続に関する事項に含まれるため、新条例では30日以内の任意の期間を、延長できる期間も30日以内の任意の期間を規定することができることとされている。

区における各決定の期限について考えると、法が規定する期間とした場合、いずれも期限が延びることにより請求者にとって不利益な変更となるため、実施機関は、現行の取扱いと同様に決定でき次第順次開示を行うこととし、不用意に処理日数をかけることを避けるべきである。そのため、例えば解釈運用基準で現行と同じ日数を目標の処理期間とするなど、現行の運用と変わらず迅速に処理を行っていくとする区の姿勢を示すことが望ましい。

以上のことから、運用上の基準等により現行と同様に迅速に処理を行っていくとする区の姿勢を示す場合には、現行の規定を新条例に定めないことは必ずしも妨げられるものではない。これに伴って新法の規定を適用した場合、初日不算入として開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限は30日以内、正当な理由がある場合の延長期間は30日以内となる。

#### イ 情報公開制度における区政情報開示決定の期限

情報公開制度における区政情報開示決定の期限についてみても、個人情報保護制度との手続的な共通点による整合性の確保という観点も踏まえ、上記アによる個人情報保護制度における各決定の期限と同様に考えることが適当である。

そこで、情報公開制度における区政情報開示決定の期限も、現行と同様に迅速に処理を行っていくとする区の姿勢を示す場合には、個人情報保護制度に合わせ、初日不算入として30日以内、正当な理由がある場合の延長期間は30日以内とすることも妨げられるものではない。

## (9) 開示決定後の手続 <個人情報保護制度>

ア 現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。

※請求者に対して開示決定通知があった日から30日以内に開示の実施方法等申出書の提出を原則義務付ける新法の規定が適用されることとなる。

イ 極力、請求者の負担を軽減するため、開示決定の時点でできる限り開示請求者と実施機関の開示の実施方法等を合致できるよう、様式や解釈運用基準を整備することが適当である。

### ア 現行の規定

現行条例では、保有個人情報の開示請求に係る手続は、①請求者が開示請求書を実施機関に提出し、②実施機関が開示の決定を行い、請求者へ開示決定通知書を送付し、③実施機関が請求者へ開示を実施する、という流れを規定している。

一方、新法では、①請求者が開示請求書を実施機関に提出し、②実施機関が開示の決定を行い、請求者へ開示決定通知書を送付した後、③請求者は、開示決定通知から30日以内に開示の実施方法等申出書を実施機関に提出し、④実施機関が請求者へ開示を実施する、という流れとなる。

この点、個人情報保護委員会の見解によれば、新条例で開示の実施方法等申出書の提出を求める規定を置くことは、法の保護範囲を狭めるため認められないとされていることから、現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。これに伴い、請求者に対して開示決定通知があった日から30日以内に開示の実施方法等申出書の提出を原則義務付ける新法の規定が適用されることとなる。

### イ 様式及び解釈運用基準の整備

上記アにより、請求者に開示の実施方法等申出書の提出が義務付けられるが、請求者にとっては現行の手続より負担が増えるため、極力その負担を減らす運用を検討する必要がある。

そこで、政令によれば、開示請求書に記載された実施方法等のとおり開示できる場合は、開示の実施方法等申出書の提出は必要ないことから、開示決定の時点でできる限り、開示請求者が希望する実施方法等と実施機関の開示の実施方法等を合致できるよう、様式や解釈運用基準を整備することが適当である。

## (10) 開示請求の手数料 <個人情報保護制度>

開示等の請求に係る手数料は無料とし、写しの作成や送付に要する費用としての実費は、請求者の負担とすることが望ましい。

現行条例では、個人情報保護制度の趣旨が自己情報に関する権利を保障する点にあることから、基本的に保有個人情報の開示等の請求に係る費用は無料としている。ただし、写しの作成や送付に要する費用である実費は、特定の個人に利益を与える要素が大きいため、請求者の負担としている。

一方、新法では、地方公共団体における開示請求の手数料は、実費の範囲内において条例で定める旨を委任する規定となっている。

この点、区においては、自己情報に関する権利の保障という制度の趣旨を踏まえ、手数料を無料としてきたことからすると、現行の取扱いと同様、開示等の請求に係る手数料は無料とし、写しの作成や送付に要する費用としての実費は請求者の負担とすることが望ましい。

## (11) 訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置 <個人情報保護制度>

開示請求を経ることなく訂正請求及び利用停止請求ができる現行の取扱いは、新条例において引き続き規定すべきである。

現行条例では、開示請求を経ることなく保有個人情報の訂正及び利用停止を請求することができるところ、新法では、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの請求の対象を開示決定により開示範囲が確定されたものに限定している。

この点、個人情報保護委員会の見解によれば、開示を受けていない保有個人情報を訂正請求及び利用停止請求の対象とする旨は、手続に関する事項に含まれるため、制度の運用に支障が生じない限りにおいて、新条例で規定できることとされている。

区における訂正請求及び利用停止請求について考えると、開示請求を前置することにより訂正・利用停止請求の対象が確定し、制度の円滑かつ安定的な運用につながる面はあるが、開示請求の前置を求める運用としても、請求書の記載項目の整備等により、対象の保有個人情報を一定程度明確にすることができると考えられる。

また、請求者が実施機関と同一の文書を保有している等、開示請求を経ることが必要でない場合もあることから、請求者の手続的負担も踏まえる必要がある。

したがって、開示請求を経ることなく訂正請求及び利用停止請求ができる現行の取扱いは、新条例において引き続き規定すべきである。

## (12) 審査庁が不作為を認める場合の審査会への諮問免除 <個人情報保護制度>

現行の規定は、新条例には定めないことが適当である。

※審査請求の全部を認容する場合以外は中央区情報公開・個人情報保護審査会（以下「区審査会」という。）への諮問が必要とする新法の規定が適用される。

現行条例では、開示等の請求に係る審査請求があった場合に、区審査会へ諮問することとしている。諮問が免除される場合の一つとして、開示等の請求に係る不作為についての審査請求に対し、審査庁が不作為を認める宣言をし、不作為庁に一定の処分をすることを命ずるとき又は不作為庁である審査庁の場合には一定の処分をするときを定めている。

一方、新法では、審査会への諮問が免除される場合の一つとして、裁決で審査請求の全部を認容し、全部開示、訂正または利用停止をするときを規定しており、審査庁が不作為を認めた後、現行条例は一定の処分を命ずる又は行う旨の裁決が求められるにとどまるが、新法は審査請求人の求めを全て認容する処分を命ずる又は行う旨の裁決が必要としている。

この点、審査庁が不作為を認める場合の審査会への諮問免除については、規定の範囲としては審査請求の手続に関する事項となり、新法で新条例での規定が委任されているとみられるものの、現行条例より新法のほうが厳格な内容となっており、これを緩和するような規定は新法の規律に抵触することとなり、認められないと考えられる。

したがって、現行の規定は、新条例には定めないことが適当であり、これに伴い、審査請求の全部を認容する場合以外は区審査会への諮問が必要とする新法の規定が適用される。

### (13) 審議会の機能 <個人情報保護制度、情報公開制度>

ア 中央区情報公開・個人情報保護審議会（以下「区審議会」という。）の審議事項について、新条例において、現行条例の特定個人情報保護評価に関する事項を除く類型的な事項は、規定しないことが適当であり、個人情報保護制度及び情報公開制度（以下「両制度」という。）の運営に関する重要事項は、引き続き規定することが適当である。

なお、両制度の範囲外であっても、個人に関する情報の保護に必要な事項については、区審議会での審議の対象とすることが妨げられるものではない。

イ 議会における個人情報保護の適正な運用を確保するために必要な事項について、専門的な知見や多様な立場からの意見が求められる場合、区審議会で審議の対象とすることも考えられる。

ウ 両制度に区民目線の感覚を反映させるとともに、多様な立場からの意見を聞くため、現時点においては現行の委員構成を維持することが適当である。

#### ア 審議事項

審議会条例では、現行条例の規定により意見を聞くこととされた事項及び区長の諮詢に応じて、両制度の運営に関する重要事項について調査審議し、答申するとともに、建議を行うことを定めている。

新法では、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に審議会へ諮詢することができる事を規定している。

一方で、個人情報保護委員会の見解によれば、審議会に対し、特定個人情報保護評価の際等、個人情報保護法以外の法令に基づいて意見を聞くことは妨げられないが、類型的に諮詢（報告も含む）を要件とする新条例を定めてはならないこととされている。

また、個人情報保護委員会が新法の規律や解釈を一元的に担うため、地方公共団体において、個別の事案の新法に照らした適否の判断について審議会への諮詢を行うことはできないこととされている。

以上を踏まえて区審議会の審議事項について考えると、目的外の利用及び提供の制限の例外等、現行の類型的な諮詢事項は審議の範囲に含まれなくなるが、次に掲げる事項については、引き続き審議の対象とすると考えられる。

### <審議事項として想定される内容>

#### ①両制度の運営に関する重要事項

- ・新法が改正された場合の条例の見直しについて
- ・新法及び新条例に係る解釈運用基準について
- ・独自施策も含めた区の制度のあり方について
- ・区内部における手続や安全管理体制等について

#### ②条例の規定により意見を聞くこととされた事項

- ・特定個人情報保護評価の実施について

したがって、新条例において、現行条例の特定個人情報保護評価に関する事項を除く類型的な事項は、規定しないことが適当であり、両制度の運営に関する重要事項は、引き続き規定することが適当である。

なお、両制度の範囲外であっても、前記（1）により死者に関する情報が個人情報保護制度の対象に含まれなくなった場合の当該情報の取扱い等、個人に関する情報の保護に必要な事項については、区審議会での審議の対象とすることが妨げられるものではない。

#### イ 議会における個人情報保護の運用に必要な事項の審議

前記（2）により、個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の対象となる機関に議会が含まれないこととなるとすると、個人情報保護委員会による関与の範囲にも含まれないと解される。

そこで、専門的な知見や多様な立場からの意見が求められる場合は、議会において個人情報保護の適正な運用を確保するために必要な事項についても、区審議会で審議の対象とすることが考えられる。

#### ウ 委員の構成

区審議会の委員の構成は、専門的な知見とともに多様な立場からの意見を反映させるため、学識経験者4名、区議会議員2名、区内の公共的団体関係者10名の計16名となっている。

上記ア、イによる審議事項を踏まえた委員の構成を考えると、制度のあり方や運用の基準、安全管理体制等について審議することが想定されることから、専門的な知見に基づく意見だけでなく、日常生活に基づく感覚や多様な視点からの意見が不可欠であると考える。

したがって、両制度に区民目線の感覚を反映させるとともに、多様な立場からの意見を聴くため、現時点においては現行の委員構成を維持することが適当である。

#### (14) 電子計算組織への記録・結合の制限 <個人情報保護制度>

現行の規定は、新条例には定めないことが適當である。

※電子計算組織への記録や結合の制限というオンライン化や電子化のみに着目した特則はなくなることとなる。

現行条例では、電子計算組織を利用した情報処理の特性を考慮し、思想、信条等に関する保有個人情報をコンピュータに記録することを原則禁止するとともに、個人情報ファイルの処理のために区の機関以外の電子計算組織と結合することを原則禁止している。

この点、個人情報保護委員会の見解によれば、新法において安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られるため、オンライン結合等に対する特別の制限について、新条例で独自の規定を定めるることは許容されないこととされている。

したがって、現行の規定は、新条例には定めないことが適當である。

### 3 審議の経過

開催日	審議内容等
令和4年 5月13日	令和4年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会 (1) 法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに関する諮問 (2) 審議の進め方 小委員会を設置し専門的な見地により検討
6月10日	令和4年度第1回小委員会 (1) 小委員会の運営と進め方 (2) 委員長の職務代理者の指名 (3) 確認・検討項目の審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者に関する情報</li> <li>・個人情報保護制度の対象となる機関</li> <li>・個人情報の取得</li> <li>・目的外の利用及び提供</li> <li>・個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿</li> <li>・代理制度</li> <li>・不開示の範囲</li> </ul>
7月22日	令和4年度第2回小委員会 (1) 前回の審議を受けた確認事項 (2) 確認・検討項目の審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限</li> <li>・開示決定後の手續</li> <li>・開示請求の手数料</li> <li>・訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置</li> <li>・審査庁が不作為を認める場合の審査会への諮問免除</li> <li>・審議会の機能</li> <li>・電子計算組織への記録・結合の制限</li> </ul>
8月30日	令和4年度第3回小委員会 個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに関する答申(小委員会案)の取りまとめ
10月28日	令和4年度第2回中央区情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに関する答申